

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案 概要

背景・経緯

- ◎ 組織的な窃盗事犯にあつては、組織の構成員が役割分担をした上で周到に準備をして犯行に及ぶことが多いため、被害を予防することが困難で、首謀者の特定にも困難が伴う。また、被害品の運搬、隠匿、売却等が速やかになされることから、被害回復が困難である。
- ◎ 自動車窃盗については、上記のような傾向もあり、重要窃盗犯の中でも検挙率が低くなっている。また、その認知件数は、全体としては年々減少傾向にあったが、ここ数年は下げ止まりから増加に転じており、新たな手口も登場してきている。特に、被害額が 300 万円以上の高額な事件が占める割合は、増加傾向にある（警察庁「令和 5 年の刑法犯に関する統計資料」）。
- ◎ また、小売業においては、年間 5,000 億円弱もの万引き被害が推定されており、集団窃盗による高額な商品の被害が生じているほか、各店舗では、被害届の提出等の事後的な対応に多大な労力が割かれる、商品の展示を減らさざるを得なくなり販売効率が低下するという問題も生じている。

【第 1 条】組織的な窃盗・盗品有償譲受け等に係る加重処罰〔組織的犯罪処罰法の改正〕

- ① 刑法第 235 条（窃盗）の罪に当たる行為が、団体の活動として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、1 年以上の有期拘禁刑に処すること。〔未遂犯も処罰〕
- ② 刑法第 256 条第 2 項（盗品有償譲受け等）の罪に当たる行為が、団体の活動として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、1 年以上の有期拘禁刑及び 50 万円以下の罰金に処すること。

【加重前の法定刑】

刑法第 235 条 : 10 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
刑法第 256 条第 2 項 : 10 年以下の拘禁刑及び 50 万円以下の罰金

【第 2 条】合意制度（日本版司法取引）の対象犯罪の拡大〔刑事訴訟法の改正〕

証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度（いわゆる日本版司法取引※）の対象となる特定犯罪に、窃盗（未遂も含む。）及び盗品有償譲受け等の罪並びに上記①及び②の罪を追加すること。

※組織的な犯罪において首謀者の関与状況等を含めた事案の解明に資するため、特定の財政経済犯罪・薬物銃器犯罪について、検察官がその特定犯罪に係る他人の刑事事件の解明に資する協力行為を行った被疑者・被告人に対し有利に考慮して不起訴処分や軽い求刑等をすることを合意できる制度。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱

一 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

- 1 刑法第 235 条（窃盗）の罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。2において同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、1年以上の有期拘禁刑に処する。

（第 3 条第 1 項新第 13 号関係）

- 2 刑法第 256 条第 2 項（盗品有償譲受け等）の罪に当たる行為が、団体の活動として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、1年以上の有期拘禁刑及び 50 万円以下の罰金に処する。（第 3 条第 1 項新第 16 号関係）

二 刑事訴訟法の一部改正

証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の対象となる特定犯罪に、刑法第 235 条の罪、同法第 243 条の罪（同法第 235 条の罪に係るものに限る。）及び同法第 256 条第 2 項の罪並びに一 1 及び 2 の罪を追加する。（第 350 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号関係）

三 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。（附則第 1 項関係）

2 その他

その他所要の規定の整理を行う。（附則第 2 項関係）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第一条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 刑法第二百五十六条第二項(盗品有償譲受け等)の罪 一年以上の有期拘禁刑及び五十万円以下の罰金

第三条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 刑法第二百三十五条(窃盗)の罪 一年以上の有期拘禁刑

第三条第二項中「及び第十三号」を「第十三号、第十四号及び第十六号」に改める。

第四条中「第十三号及び第十四号」を「及び第十三号から第十五号まで」に改める。

第十二条中「第十五号」を「第十七号」に改める。

別表第三第二号ネ中「第二百三十五条から第二百三十六号まで(窃盗、不動産侵奪)」を「第二百三十

五条の二（不動産侵奪）、第二百三十六条（ ）に改め、同号ムを削る。

（刑事訴訟法の一部改正）

第二条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三百五十条の二第二項第一号中「限る。」又は「を「限る。」）、」に、「第二百四十六条」を「若しくは第二百三十五条の罪、同法第二百四十三条の罪（同法第二百三十五条の罪に係るものに限る。）又は同法第二百四十六条」に、「若しくは第二百五十二条から第二百五十四条まで」を「第二百五十二条から第二百五十四条まで若しくは第二百五十六条第二項」に改め、同項第二号中「第十三号若しくは第十四号」を「若しくは第十三号から第十六号まで」に、「同項第十三号若しくは第十四号」を「同項第十三号から第十五号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（電気通信事業法の一部改正）

2 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条の三第一号中「第十三号」を「第十四号」に改める。

理由

近年における組織的に行われる窃盗及び盗品有償譲受け等の実情に鑑み、これらの罪に当たる行為が団体の活動としてこれを実行するための組織により行われたときの法定刑を加重する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)(抄)(第一条関係)(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(組織的な殺人等)</p> <p>第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。)として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。</p> <p>一 十二 [略]</p> <p>十三 刑法第二百三十五条(窃盗)の罪 一年以上の有期拘禁刑</p> <p>十四・十五 [略]</p> <p>十六 刑法第二百五十六条第二項(盗品有償譲受け等)の罪 一年以上の有期拘禁刑及び五十万円以下の罰金</p> <p>十七 [略]</p> <p>2 団体に不正権益(団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項及び第六条の二第二項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号(第五号、第六号、第十三号、第十四号及び第十六号を除く。)に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。</p>	<p>(組織的な殺人等)</p> <p>第三条 [同上]</p> <p>一 十二 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>十三・十四 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>十五 [略]</p> <p>2 団体に不正権益(団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項及び第六条の二第二項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号(第五号、第六号及び第十三号を除く。)に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。</p>

(未遂罪)

第四条 前条第一項第七号、第九号、第十号(刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。)及び第十三号から第十五号までに掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

(国外犯)

第十二条 第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十七号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二第一項及び第二項の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。

別表第三(第六条の二関係)

一 [略]

二 イ ツ [略]

ネ 刑法第二百三十五条の二(不動産侵奪)、第二百三十六

条(強盗)、第二百三十八条(事後強盗)又は第二百三十九

条(昏酔強盗)の罪

ナ・ラ [略]

[削る]

三 九十三 [略]

(未遂罪)

第四条 前条第一項第七号、第九号、第十号(刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。)、第十三号及び第十四号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

(国外犯)

第十二条 第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二第一項及び第二項の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。

別表第三(第六条の二関係)

一 [略]

二 イ ツ [略]

ネ 刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで(窃盗、不動

産侵奪、強盗)、第二百三十八条(事後強盗)又は第二百三十

九条(昏酔強盗)の罪

ナ・ラ [略]

ム 刑法第二百五十六条第二項(盗品有償譲受け等)の罪

三 九十三 [略]

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第三百五十条の二〔略〕

第三百五十条の二〔略〕

② 前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期拘禁刑に当たるものを除く。）をいう。

② 〔同上〕

一 刑法第九十六条から第九十六条の六まで若しくは第五百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪、同法第五十七条の罪、同法第九十六条から第九十六条の六まで若しくは第五百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第五十七条第一項若しくは第二項の罪に係るものに限る。）、同法第五十九条から第六十三条の五まで、第九十七条から第九十七条の四まで、第九十八条若しくは第二百三十五条の罪、同法第二百四十三条の罪（同法第二百三十五条の罪に係るものに限る。）又は同法第二百四十六条から第二百五十二条まで、第二百五十二条から第二百五十四条まで若しくは第二百五十六条第二項の罪

二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第十三号から第十六号までに掲げる罪に係る同条の罪、同項第十三号から第十五号までに掲げる罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪処罰法第十條若しくは第十一條の罪

一 刑法第九十六条から第九十六条の六まで若しくは第五百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪、同法第五十七条の罪、同法第九十六条から第九十六条の六まで若しくは第五百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第五十七条第一項若しくは第二項の罪に係るものに限る。）、又は同法第五十九条から第六十三条の五まで、第九十七条から第九十七条の四まで、第九十八条、第二百四十六条から第二百五十条まで若しくは第二百五十二条から第二百五十四条までの罪

二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第三条第一項第一号から第四号まで、第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪、同項第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪処罰法第十條若しくは第十一條の罪

③ 〔略〕

③ 〔略〕

三〇五 〔略〕

三〇五 〔略〕

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条若しくは第二百四十六条の二若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（第十四号に係る部分に限る。）の規定（次条第二号において「詐欺罪等」という。）により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二〇五 〔略〕</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条若しくは第二百四十六条の二若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定（次条第二号において「詐欺罪等」という。）により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二〇五 〔略〕</p>